

スキージャンプ場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第18号

スキージャンプ場条例の一部を改正する条例

第1条 スキージャンプ場条例（昭和60年岩手県条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
区 分	個人使用の場合	貸切使用の場合	区 分	個人使用の場合	貸切使用の場合
児童及び生徒	1人1日までごとに750円	1時間までごとに1,500円	児童及び生徒	1人1日までごとに780円	1時間までごとに1,550円
学生及び一般	1人1日までごとに1,190円	1時間までごとに2,390円	学生及び一般	1人1日までごとに1,230円	1時間までごとに2,470円

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 スキージャンプ場条例の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
区 分	個人使用の場合	貸切使用の場合	区 分	個人使用の場合	貸切使用の場合
児童及び生徒	1人1日までごとに780円	1時間までごとに1,550円	児童及び生徒	1人1日までごとに790円	1時間までごとに1,580円
学生及び一般	1人1日までごとに1,230円	1時間までごとに2,470円	学生及び一般	1人1日までごとに1,250円	1時間までごとに2,520円

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。